

# 由宇地域における公共施設アクションプログラム

由宇エリア

令和6年3月

## 1. 目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

## 2. 由宇地域由宇エリアの概況

### (1) 人口等（令和5年12月現在）

小学校区	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
由宇小	21	3,356	6,842人	725人 (10.6%)	3,483人 (50.9%)	2,634人 (38.5%)

### (2) 施設の設置状況

由宇地域の由宇エリアの公共施設は、40施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	集会所	由宇	港町集会所	—	S	1988	180.00	○	洪・高	継続	譲渡・協議	17
2	市民文化系施設	集会所	由宇	上北集会所	—	W	2004	127.11	○	土・洪	継続	譲渡・協議	17
3	市民文化系施設	集会所	由宇	由宇山崎集会所	—	W	2002	112.62	○	土	継続	譲渡・協議	17
4	市民文化系施設	学習等供用会館	由宇	由宇供用会館 (由宇文化会館)	○	SRC	1983	607.94	○	洪・高	継続	維持(長寿)	38
5	市民文化系施設	学習等供用会館	由宇	由宇塩田原供用会館	—	RC	2000	160.62	○	洪・高	継続	譲渡・協議	38
6	社会教育系施設	公民館	由宇	由宇公民館(由宇文化会館)	○	SRC	1983	1,042.00	○	洪・高	継続	維持(長寿)	68
7	社会教育系施設	図書館	由宇	由宇図書館(分館)	○	SRC	1983	493.00	○	洪・高	継続	維持(長寿)	75
8	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館	由宇	由宇文化スポーツセンター	—	RC	1994	3,524.06	○	高	継続	維持(改修)検討	88
9	スポーツ・レクリエーション系施設	グラウンド・広場	由宇	由宇グラウンド(倉庫等)	—	S	1991	56.62	○	高潮	継続	維持(修繕)	93
10	産業系施設	研修センター	由宇	由宇南沖研修センター	—	S	1985	167.93	○	高	転用	譲渡・協議	129
11	産業系施設	研修センター	由宇	由宇南研修センター	—	S	1989	165.78	○	土	転用	譲渡・協議	130
12	産業系施設	その他商工観光施設	由宇	由宇総合交流ターミナル	—	S	2005	654.02	○	高	継続	維持(長寿)	147
13	学校教育系施設	小学校	由宇	由宇小学校	○	RC	1975	6,253.04	○	土	継続	検討	158
14	学校教育系施設	中学校	由宇	由宇中学校	—	RC	1973	5,147.87	○	土	継続	検討	174
15	保健・福祉施設	保健センター	由宇	岩国市由宇保健センター	—	RC	1990	639.12	○	洪	継続・転用	検討	186
16	子育て支援施設	認定こども園	由宇	にこにこちどりこども園	—	RC	1999	1,037.13	○	洪・高	継続	維持(長寿)	216

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(m <sup>2</sup> )	耐震性	災害区域			
17	子育て支援施設	放課後児童教室	由宇	由宇放課後児童教室	○	由宇小学校併設		○	土・洪	継続	検討	227	
18	行政系施設	総合支所等	由宇	由宇総合支所	—	RC	1964	1,725.71	○	洪・高	継続	検討	244
19	行政系施設	消防団車庫等	由宇	由宇町消防機庫・第1分団(本町)	—	S	1990	100.46	○	洪・高	継続	維持(修繕),検討	260
20	行政系施設	消防団車庫等	由宇	由宇町消防機庫・第1分団(有家)	—	S	1983	71.18	○	高	継続	維持(修繕),検討	260
21	行政系施設	消防団車庫等	由宇	由宇町消防機庫・第2分団(堀田)	—	CB	1980	66.01	旧	洪・高	継続	維持(修繕),検討	260
22	行政系施設	消防団車庫等	由宇	由宇町消防機庫・第5分団(港町)	—	S	1983	83.39	○	洪・高	継続	維持(修繕),検討	260
23	行政系施設	消防団車庫等	由宇	由宇町消防機庫・第2分団(北上北)	—	S	2014	47.33	○	土	継続	維持(修繕),検討	260
24	行政系施設	消防団車庫等	由宇	由宇町消防機庫・第1分団(柏原)	—	S	2014	32.67	○	—	継続	維持(修繕),検討	260
25	行政系施設	その他行政系施設	由宇	由宇総合支所港町車庫	—	S	1997	138.74	○	高	継続	維持(修繕)	273
26	行政系施設	その他行政系施設	由宇	地域振興課用倉庫	—	W	2003	16.56	○	洪・高	廃止	譲渡,協議	273
27	公営住宅	公営住宅	由宇	由宇御帳場住宅	—	W	1956	403.08	旧	—	移転	廃止	289
28	公営住宅	公営住宅	由宇	由宇鯖田住宅	—	W	1966	188.76	旧	土	移転	廃止	289
29	公営住宅	公営住宅	由宇	由宇松原住宅	—	W	1965	251.68	旧	洪・高	移転	建替,検討	290
30	公営住宅	公営住宅	由宇	由宇北上住宅	—	RC	2004	3,597.90	○	土・洪	継続	維持(長寿)	290
31	公営住宅	公営住宅	由宇	由宇千鳥ヶ浜住宅	—	W	1968	220.22	旧	高・洪	移転	建替,検討	290
32	公営住宅	公営住宅	由宇	由宇第2千鳥ヶ浜住宅	—	RC	1992	430.55	○	高	継続	維持(長寿)	290
33	その他	普通財産集会所	由宇	千鳥ヶ丘集会所	—	S	1982	99.37	○	土	継続	譲渡,協議	329
34	その他	普通財産集会所	由宇	中村集会所	—	W	1984	92.75	○	洪	継続	譲渡,協議	329
35	その他	普通財産集会所	由宇	有家集会所	—	W	1978	79.49	旧	高	移転	廃止,協議	330
36	その他	普通財産集会所	由宇	由宇崎自治会館	—	W	1994	91.02	○	—	継続	譲渡,協議	330
37	その他	公衆便所	由宇	南沖親水公園便所	—	CB	1994	6.02	○	—	移転	廃止	354
38	その他	公衆便所	由宇	由宇本町多目的広場公衆トイレ	—	RC	2018	6.51	○	—	継続	維持(修繕)	354
39	その他	墓地	由宇	由宇南坊ヶ迫墓地園	—	CB	1983	5.87	○	土	継続	維持(修繕)	371
40	その他	その他の施設	由宇	シルバー人材センター作業所	—	W	2003	33.12	○	洪・高	—	譲渡,協議	388

### (3) 地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、NPO法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のよう

に地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。  
「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和7年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
由宇エリア	由宇供用会館	21	3,356世帯	6,842人

\* 地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合があります。

### 3. 施設別の基本方針と各施設の方向性

#### (1) 集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、集会所が1. 港町集会所、2. 上北集会所、3. 由宇山崎集会所の3施設、供用会館が4. 由宇供用会館（由宇文化会館）、5. 由宇塩田原供用会館の2施設、普通財産集会所が33. 千鳥ヶ丘集会所、34. 中村集会所、35. 有家集会所、36. 由宇崎自治会館の4施設、合わせて9施設を設置しています。

#### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は39・40ページと336・337ページを参照）

- 地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。
- 「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。
- 「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとし、地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

#### イ 個別施設計画での方向性

##### 1. 港町集会所、2. 上北集会所、3. 由宇山崎集会所

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として活用されていることから、地域自治会等への譲渡について、施設改修の支援の在り方を含めて協議する。なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

##### 4. 由宇供用会館（由宇文化会館）

耐震基準を満たしており、出張所等を併設し、地域づくり拠点施設として位置づけることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

##### 5. 由宇塩田原供用会館

耐震基準を満たしており、地域コミュニティ活動の場として利用されていることから、地域自治会等への譲渡又は集会所への建て替え（支援等を含む。）について協議する。なお、地域自治会等に譲受けの意向がない場合又は集会所への建て替え（支援等を含む。）に至らない場合は、改修が必要になった段階で廃止する。

##### 33. 千鳥ヶ丘集会所、34. 中村集会所、36. 由宇崎自治会館

耐震基準を満たしており、地域に無償で貸付け、管理運営費を含めて地域が管理運営していることから、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止する。

##### 35. 有家集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。なお、施設の状況を十分説明した上で、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

## ウ アクションプログラム

### 4. 由宇供用会館（由宇文化会館）

由宇エリアの地域づくり拠点施設とします。由宇公民館、由宇図書館との複合施設で、1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過し、老朽化が進んでいます。由宇モア大学や子どもチャレンジ道場などに使用され、諸室の稼働率は3.7%~22.4%で、年間約7,300人が使用しています。

公民館等との複合施設で、地域づくり拠点施設として位置づけることから、保全計画（令和7年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。

管理運営については、市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法について令和7年度までに検討します。

### 5. 由宇塩田原供用会館

2000年に新耐震基準で建設し、建築から23年経過しています。市民団体や自治会の会議などに使用され、諸室の稼働率は1.3%~11.0%で、年間約1,400人が利用しています。

管理運営は市が直営で行っていますが、自治会などの自主的な活動に使用されていることから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理した上で、施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

### 1. 港町集会所、2. 上北集会所、3. 由宇山崎集会所

港町集会所は、1988年に建設し、建築から35年経過しています。子ども会の行事や介護予防教室などに使用され、諸室の平均稼働率は2.3%で、年間約700人が利用しています。

上北集会所は、2004年に建設し、建築から19年経過しています。老人会の行事などに使用され、諸室の平均稼働率は3.8%で、年間約600人が利用しています。

由宇山崎集会所は、2002年に建設し、建築から21年経過しています。スポーツクラブの活動や介護予防教室などに使用され、諸室の平均稼働率は3.7%で、年間約900人が利用しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地元自治会が指定管理者になり、一部費用負担（保守点検費用は市が支出）を含めて管理運営していることから地域コミュニティ活動の場とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

### 33. 千鳥ヶ丘集会所、34. 中村集会所、36. 由宇崎自治会館

千鳥ヶ丘集会所は、1982年に建設し、建築から41年経過しています。

中村集会所は、1984年に建設し、建築から39年経過しています。

由宇崎自治会館は、1994年に建設し、建築から29年経過しています。

いずれの施設も新耐震基準で建設しており、地域に無償で貸し付け、費用負担を含めて地域が管理運営していることから地域コミュニティの場の施設とし、地元自治会への無償譲渡について、令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

### 35. 有家集会所

1978年に旧耐震基準で建設し、建築から45年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっていることから、令和7年度までに地元自治会と廃止について協議します。

なお、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲受けの意向がある場合は、無償譲渡について令和7年度までに施設改修等の支援を含め協議します。

## (2) 公民館

公民館として、6. 由宇公民館（由宇文化会館）を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は70・71ページを参照）

#### 【機能】

公民館は、市民にとって最も身近な学習活動や趣味・生きがい活動の場としての役割だけでなく、地域防災・防犯、環境、雇用、医療、家庭の支援、学校の支援など少子化・高齢化などの社会状況の変化に起因する地域課題に対して、市民、自治会、企業などと行政が協働してその解決に取り組む場としての役割が求められています。

公民館は、社会教育法に基づき設置されることから、同法の規制の中で事業を行う必要がありますが、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けを見直し、地域課題解決のための学習や実践活動の場として、多様な主体が地域のまちづくりを担う拠点施設として、施設の利用度を高めてより様々な活動ができる施設に移行することについて検討します。

その上で、中央公民館は、市民の生涯学習の中核として、今後も市全体の講座等の企画立案機能を担い、中枢的な役割を果たしていきます。また、その他の15の公民館及び分館については、公民館事業の実施のほか、地域課題解決のために地域が連携して学習や実践活動する場と位置付けて今後も機能を継続します。

#### 【建物】

現に出張所などと複合化されている公民館の建物については、多様な主体が協働して地域が抱える課題の解決に取り組む場（地域づくり拠点施設）と位置付け、耐震基準を満たす施設は計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

単体の公民館や、耐震基準を満たしておらず老朽化が顕著な公民館については、他の施設との複合化や廃止も含めて検討します。

#### 【管理運営等】

「地域づくり拠点施設」として位置付ける公民館施設の管理運営については、市民・地域が主体となった管理運営手法について検討します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 6. 由宇公民館（由宇文化会館）

耐震基準を満たしており、継続利用することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

### ウ アクションプログラム

#### 6. 由宇公民館（由宇文化会館）

由宇供用会館、由宇図書館との複合施設で、1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過し、老朽化が進んでいます。公民館は、市民の学習活動や趣味・生きがい活動に加え、地域課題の解決のための学習活動や実践活動を支援する役割を担うことから機能は継続します。施設は併設する由宇供用会館が地域づくり拠点施設に位置づけられていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。

管理運営については、市が直営で行っていますが、併設する由宇供用会館の管理運営手法の見直しにあわせ、地域力をいかした効果的、効率的な管理運営手法について令和7年度までに検討します。

### (3) 図書館

図書館として、7. 由宇図書館（分館）を設置しています。

#### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は75・76ページを参照）

#### 【機能】

図書館は、これまでの資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、新たに、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援や情報提供の役割が求められていることから、機能を継続します。

#### 【施設】

これまでの資料・情報の提供（貸出し）中心の運営に対し、近年は、様々な図書館サービスを図書館の中で長時間楽しむ滞在型の利用者が増加している一方、インターネットによる蔵書等の検索・予約サービスの実施など、在宅での利用環境の整備も進んでいること、また、地域課題の解決に必要な情報などの提供をする役割が重要になってきたことを踏まえ、地域づくり拠点施設と位置付ける公民館施設との連携が必要なことから、施設の在り方、配置の在り方について検討します。

#### 【管理運営】

公立図書館の役割を明確にした上で、効果的・効率的な管理運営を図るため、民間活力を活用した管理運営の手法について検討します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 7. 由宇図書館（分館）

耐震基準を満たしており、地域課題解決の役割を果たす図書館として継続利用することから、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

### ウ アクションプログラム

#### 7. 由宇図書館（分館）

由宇供用会館、由宇公民館（由宇文化会館）との複合施設で、1983年に新耐震基準で建設し、建築から40年経過し、老朽化が進んでいます。資料・情報の提供（貸出し）の役割に加え、地域課題の解決に取り組むための市民の学習活動の支援の役割を担うことから、機能を継続します。

施設は、併設する由宇供用会館が地域づくり拠点施設に位置づけられていることから、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。

由宇図書館をはじめ岩国市の図書館の管理運営については、市が直営で行っていることから、民間活力の活用を含め、効果的・効率的な管理運営手法について令和7年度までに検討します。

## (4) スポーツ施設

スポーツ施設として、8. 由宇文化スポーツセンター、9. 由宇グラウンド（倉庫等）を設置しています。このほか、学校開放の体育館を4施設、多目的ホール機能をもつ施設を1施設設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は97ページを参照）

#### 【機能】

市民の健康づくりの場及び市民のスポーツを通じての余暇活動の場を提供するとともに、スポーツを始めるきっかけづくり及び競技力向上に資する施策を展開することにより、社会体育の振興を図るため、基本的に継続します。

#### 【建物】

体育館等については、「岩国市総合体育館」を、全国・全県レベルの大会、全市的な大会等を開催する「基幹体育館」として位置付けて継続利用します。また、各地域に1か所、市民の生涯スポーツ活動の拠点となる体育館等を「地域体育館」として基本的に配置して継続利用します。

なお、現在各地域に配置されている小規模な体育館等については、学校開放の体育館等（※1）が各地域に配置されていることや、多目的ホール機能を備えた施設（※2）を市内の各所に設置していることから、大規模改修が必要となった段階で、原則として廃止します。

運動公園を含む屋外運動施設については、市民の身近なスポーツ活動の場として、基本的に継続利用します。

#### 【管理運営】

継続利用する施設で、既に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者制度による管理運営を継続しますが、要求水準の内容確認やモニタリング評価の実施を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

※1 学校開放の体育館等（各施設の詳細は、(7)小学校 (8)中学校を参照）

施設名	方向性
由宇小学校	維持（修繕）
由西小学校	検討
神東小学校	検討
由宇中学校	維持（長寿）

※2 多目的ホール機能をもつ施設（各施設の詳細は、(1)集会系施設を参照）

施設名	方向性
由宇供用会館 （由宇文化会館）	維持（改修）

イ 個別施設計画での方向性

8. 由宇文化スポーツセンター

耐震基準を満たしており、地域体育館として継続利用することから、計画的な改修を行って継続利用する。膜屋根について、改修の在り方を検討する。

9. 由宇グラウンド（倉庫等）

施設（附帯施設を含む。）は、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

ウ アクシヨンプログラム

8. 由宇文化スポーツセンター

1994年に新耐震基準で建設し、建築から29年経過しています。由宇地域の地域体育館として保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。また、令和7年度までに、膜屋根について、改修の在り方を検討します。

管理運営は指定管理者が行っていることから、業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

9. 由宇グラウンド（倉庫等）

グラウンドは市民の身近な運動施設として基本的に継続します。附帯施設（倉庫・トイレ）は、1991年に新耐震基準で建設し、建築から32年経過しています。グラウンド利用者の利便性と公衆衛生の確保の観点から必要な修繕等を行い継続使用します。

(5) 研修センター

研修センターとして、10. 由宇南沖研修センター、11. 由宇南研修センターの2施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は131・132ページを参照）

【機能】【建物】

農業技術の研修の場などの目的に沿って国庫補助金等を導入して建設したものの、利用実態は集会所と同様となっていることから、補助金等適正化法の関係を整理した上で、用途を変更し、なかでも「地域づくり拠点施設」となる施設については、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

地域コミュニティの活動の場となっている施設で耐震基準を満たしている施設については、地域への譲渡について協議します。地域に譲受けの意向がない場合は、当分の間、現行どおりで継続使用するものの、改修が必要となった段階で廃止（除却）します。

旧耐震基準の施設については、廃止します。なお、施設の状態を十分説明した上で、地域から譲り受けの意向が示された場合は、譲渡します。

施設の譲渡に当たっての施設の改修に対する支援の仕組みを検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 10. 由宇南沖研修センター、11. 由宇南研修センター

利用実態が地域のコミュニティ活動の場となっていることから、集会系施設に機能を転用する。

建物は、耐震基準を満たしていることから、地元自治会への譲渡について施設の改修の在り方を含め協議する。

## ウ アクシオンプログラム

### 10. 由宇南沖研修センター、11. 由宇南研修センター

由宇南沖研修センターは、1985年に建設し、建築から38年経過しています。カラオケ、太極拳教室、健康体操などに使用され、諸室の平均稼働率は21.7%で、年間約1,900人が利用しています。

由宇南研修センターは、1989年に建設し、建築から34年経過しています。介護予防教室や高齢者サロン、自治会の総会などに使用され、諸室の平均稼働率は13.2%で、年間約1,000人が利用しています。

いずれの施設も、新耐震基準で建設し、地元自治会が指定管理者となり、費用負担を含め管理運営を行っていることから、地域コミュニティ活動の場の施設とし、令和7年度までに補助金等適正化法との関係を整理した上で、集会系施設に用途を転用し、無償譲渡について、施設改修等の支援を含め協議します。

## (6) その他商工観光施設

その他商工観光施設として、12. 由宇総合交流ターミナルを設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は148ページを参照）

#### 【機能】

地域の活性化、観光振興・産業振興の拠点として、また、地域内外の交流の場として機能していることから、基本的に継続します。

#### 【建物】

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

#### 【管理運営】

指定管理者による経営を継続し、要求水準の内容確認、モニタリング評価を徹底し、指定管理者制度の適正な運用を図ります。また、経営が安定している施設については、収支の黒字部分の市民への還元、施設改修に充てる内部留保の仕組みについて検討します。

## イ 個別施設計画での方向性

### 12. 由宇総合交流ターミナル

海浜公園「みなとオアシスゆう」内において、学習室、ミクロ生物館などのほか、地元の特産品販売やレストランなどの営業施設を配置し、都市と農山漁村の交流を促進するとともに、地域産業の振興に寄与していることから機能を継続する。建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

## ウ アクシオンプログラム

## 12. 由宇総合交流ターミナル

2005年に新耐震基準で建設し、建築から18年経過しています。由宇地域における観光振興の拠点のひとつとして、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営は指定管理者が行っており、物販や飲食販売等の収入があることから、業務仕様書の要求水準の内容を精査し、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

## (7) 小学校 (8) 中学校

由宇地域由宇エリアの小学校は13. 由宇小学校、中学校は14. 由宇中学校の2施設です。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は164・165ページ、177ページを参照を参照）

#### 【機能】

義務教育である小学校・中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、保護者や地域の方々などから広く意見を聴き、今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

#### 【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成31年2月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和2年3月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 13. 由宇小学校

耐震基準を満たしているものの、建築から50年程度経過していることから、大規模改修に要する費用と適正な規模での建て替えによる費用を比較検証し、大規模改修を行うか、建て替えを行うか検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

#### 14. 由宇中学校

岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針に基づく適正規模適正配置について、小学校との一貫整備を含め検討・協議する。建築後45年以上経過していることから、検討・協議結果により、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修を行うか、適正規模での建て替えを行うか、費用対効果を検証し、検討する。施設の建て替えに当たっては、一定の範囲内に立地する他の公共施設との複合化を推進する。

### ウ アクシオンプログラム

#### 13. 由宇小学校、14. 由宇中学校

由宇小学校の校舎は1975年に、体育館は1979年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は2014年に、体育館は2010年に、耐震改修工事を行い、耐震基準は満たしていますが、建築からそれぞれ48年、44年経過し、一部老朽化が顕著となっています。

由宇中学校の校舎は1973年に、武道場は1980年に、いずれも旧耐震基準で建設し、校舎は2013年に、武道場は2016年に、耐震改修を行っていますが、建築から50年～43年経過し、一部老朽

化が顕著となっています。体育館は、1985年に新耐震基準で建設し、建築から38年経過し、老朽化が進んでいます。

いずれも「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」に基づき、今後も学校施設として維持することから、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、由宇小学校の校舎・体育館と由宇中学校の校舎は、当面必要な修繕等を行い継続使用し、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め、適正規模での建て替えについて検討します。

由宇中学校の武道場と体育館は、「岩国市学校施設長寿命化計画」を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

なお、現在の教室の利用実態を精査し、他の用途での利活用についてセキュリティの確保や学校経営に支障のない範囲内で令和7年度までに検討します。

## (9) 保健センター

保健センターとして、15. 岩国市由宇保健センターを設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は187ページを参照）

#### 【総論】

広範な岩国市において、健康増進の拠点となる保健センター機能は、旧自治体単位で必要なものの、これまで保健センターで実施してきた健康診査や予防接種等は、地域の医療機関や他の公共施設で実施するなど、事業手法の変更も可能なことから、保健センターの機能や配置の在り方、保健師等の業務の在り方について抜本的に見直し、2か所の拠点保健センター（岩国市保健センター、岩国市美川保健センター）を中心に機能の再編を行います。

その上で、健康診査や相談等の事業展開について、地域の既存施設等を活用し、保健師等を必要に応じて配置・派遣する方法（アウトリーチ法）を含め、事業の実施方法について検討します。

#### 【建物】

施設については、老朽化の状況や利用実態を踏まえ、機能の統合を図りながら、拠点化施設については計画的な改修を行い継続使用する一方、その他の施設については、複合化・多機能化を進め、有効活用を図ります。

#### 【管理運営等】

管理運営については、当面は直営を維持しますが、複合化・多目的化に合わせて、管理運営方法や開館日・開館時間の見直し、減額・免除規定の見直しを含む受益者負担適正化に取り組みます。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 15. 岩国市由宇保健センター

耐震基準を満たしていることから、今後も継続使用するものの、集団検診等における利用実態から、近隣施設の機能との複合化を図るなど有効活用について、施設の改修や管理運営手法の見直しを含めて検討する。

### ウ アクシヨンプログラム

#### 15. 岩国市由宇保健センター

1990年に新耐震基準で建設し、建築から33年経過しています。健診予防ホール（運動指導室）や栄養指導室、健康指導室などで構成し、各種健診等を実施しているほか、地域包括支援センターとしても使用され、諸室の稼働率は2.5%~7.5%となっています。拠点保健センターへの機能集約と事業実施方法の見直しを行いつつ、施設は必要な修繕等を行い継続使用し、管理運営は現行どおりとします。なお、令和7年度までに施設の利用実態を精査し、有効活用について検討します。

## (10) 認定こども園

認定こども園として、16. にこにこちどりこども園を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 217 ページを参照）

#### 【機能】【施設】【管理運営】

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を持つ施設として、地域に他に幼稚園がない実情や保護者の保育の必要性に応じて保護者が自由に保育・教育を選べる利便性に基づき、認定こども園の機能は継続し、計画的な改修を行って長寿命化を図ります。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 16. にこにこちどりこども園

地域に他に幼稚園がなく、教育・保育ニーズが高いことから継続する。建物は、耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

### ウ アクシオンプログラム

#### 16. にこにこちどりこども園

1999 年に新耐震基準で建設し、建築から 24 年経過しています。地域内の教育・保育ニーズに対応するため、保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

## (11) 放課後児童教室

放課後児童教室として、17. 由宇放課後児童教室を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 229 ページを参照）

#### 【機能】

少子化の進展があるものの、共働き世帯や放課後の子供の安全へのニーズが高まっていることから、子育て支援の一環として今後も継続します。

#### 【施設】

施設は、児童 1 人当たりの面積基準の確保状況、老朽化の状況などを基に、児童の利便性と安全性の確保を考慮し、①学校校舎内への併設 ②学校敷地内への専用施設の設置 ③他の公共施設等への併設 ④民間施設の活用などにより、施設の配置を進め、①及び③に該当する施設については、本体施設の大規模改修等にあわせて必要な改修等を行います。

#### 【管理運営】

管理運営については、地域力や民間活力を活用した運営方法について検討します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 17. 由宇放課後児童教室

学校内の教室を使用して開設していることから、学校の改修等にあわせ検討する。

### ウ アクシオンプログラム

#### 17. 由宇放課後児童教室

由宇小学校の体育館を使用して開室しています。由宇小学校の施設に合わせ、対応します。

## (12) 総合支所等

総合支所等として、18. 由宇総合支所を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 245 ページを参照）

#### 【機能】

地域の行政サービスを提供し、住民の利便性の確保と、サービス向上の観点から、また、地域防災の中核機能を担う観点から、さらには、地域協働活動の支援の場としての役割を担っていることから今後も機能を継続します。

#### 【建物】

老朽化が顕著な由宇総合支所庁舎と美和総合支所庁舎については、他の施設との複合化を含め適切な規模での建て替えについて検討します。他の施設については耐震基準を満たし、建設後45年未満であることから計画的な改修を行い長寿命化を図ります。

#### 【管理運営】

総合支所等における行政事務執行機能については、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討結果に基づき、総合支所等の窓口業務の在り方について検討します。

また、施設や設備の維持管理・保守点検業務などの包括的民間委託の活用を検討します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 18. 由宇総合支所

リニューアル工事を行い、耐震基準を満たしているものの、老朽化が顕著なことから、他の施設との複合化など建て替えも含め施設の在り方の検討を行います。

### ウ アクションプログラム

#### 18. 由宇総合支所

1964年に旧耐震基準で建設し、2016年に耐震工事を含むリニューアル工事を行い、耐震基準を満たしていますが、建築から59年経過し、老朽化が顕著となっています。地域の行政サービスの拠点として、また、地域防災の中核機能を担うことから、当面、必要な修繕を行い継続使用しますが、改修が見込まれる10年後を目途に、他の公共施設との複合化や適正規模での建て替えを含め、施設の在り方を検討します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、総合支所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

### (13) 消防団車庫等

消防団車庫等として、19. 由宇町消防機庫・第1分団（本町）、20. 由宇町消防機庫・第1分団（有家）、21. 由宇町消防機庫・第2分団（堀田）、22. 由宇町消防機庫・第5分団（港町）、23. 由宇町消防機庫・第2分団（北上北）、24. 由宇町消防機庫・第1分団（柏原）の6施設を設置しています。

#### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は263・264ページを参照）

#### 【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置（人員・規模・場所含む）の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

### イ 個別施設計画での方向性

- 19. 由宇町消防機庫・第1分団（本町）、20. 由宇町消防機庫・第1分団（有家）、
- 21. 由宇町消防機庫・第2分団（堀田）、22. 由宇町消防機庫・第5分団（港町）、

## 23. 由宇町消防機庫・第2分団（北上北）、24. 由宇町消防機庫・第1分団（柏原）

基本方針に基づき、対応する。

### ウ アクションプログラム

#### 19. 由宇町消防機庫・第1分団（本町）、20. 由宇町消防機庫・第1分団（有家）、

#### 21. 由宇町消防機庫・第2分団（堀田）、22. 由宇町消防機庫・第5分団（港町）、

#### 23. 由宇町消防機庫・第2分団（北上北）、24. 由宇町消防機庫・第1分団（柏原）

由宇町消防機庫・第2分団（堀田）施設は旧耐震基準で、それ以外は新耐震基準で建設し、建築から9年～43年経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和7年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和8年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

## (14) その他行政系施設

その他行政系施設として 25. 由宇総合支所港町車庫、26. 地域振興課用倉庫の2施設を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は276・277ページを参照）

#### 【機能】【建物】

- ① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。
- ② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。
- ③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 25. 由宇総合支所港町車庫

公用車のマイクロバスの維持に必要であり、耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。車庫全体の在り方について検討する。

#### 26. 地域振興課用倉庫

倉庫としての利用が無いことから、倉庫としての機能を廃止する。建物は耐震基準を満たしており、譲渡について協議する。

### ウ アクションプログラム

#### 25. 由宇総合支所港町車庫

1997年に新耐震基準で建設し、建築から26年経過しています。公用車のマイクロバスの車庫及び市の倉庫として使用していることから、必要な修繕を行い継続使用します。令和7年度までに車庫全体の在り方について検討します。

#### 26. 地域振興課用倉庫

2003年に新耐震基準で建設し、建築から20年経過しています。シルバー人材センターに無償貸付けし、同センターの作業場として使用されていることから令和7年度までに譲渡について協議します。

## (15) 公営住宅

公営住宅として、27. 由宇御帳場住宅、28. 由宇鯖田住宅、29. 由宇松原住宅、30. 由宇上北住宅、31. 由宇千鳥ヶ浜住宅、32. 由宇第2千鳥ヶ浜住宅の6施設を設置しています。

## ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 295・296 ページを参照）

### 【機能】

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い方に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続します。

### 【建物】

人口減少や人口構造の変化、公営住宅に対する需要予測を捉え、岩国市としての公営住宅の管理戸数を明確にした上で、旧耐震基準で建設し、老朽化が激しい公営住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、用途廃止を進めます。

その上で、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、行政と民間の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供や建て替えにより必要な管理戸数を確保します。

一方、今後も継続する住宅は、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、必要な修繕を行い機能を維持し、将来的には統合・建て替え等について検討します。

なお、令和4年度に策定した「住生活基本計画」及び今後改定する「市営住宅長寿命化計画」の中で各施設の方向性を検討します。

### 【管理運営】

管理運営については、他の住宅を含めて一括して指定管理者制度を導入していることから、現行どおりとし、要求水準の内容確認やモニタリング評価の徹底を図るなど、指定管理者制度の適正な運用を図ります。

## イ 個別施設計画での方向性

### 27. 由宇御帳場住宅、28. 由宇鯖田住宅

旧耐震基準の建物で、建設から45年以上経過し、老朽化が顕著なことから、移転について協議しつつ、現在の入居者が退去した段階で廃止する。

### 29. 由宇松原住宅、31. 由宇千鳥ヶ浜住宅

旧耐震基準の建物で、老朽化が顕著なことから、両住宅の統合・建て替えを含め検討を行う。

### 30. 由宇上北住宅、32. 由宇第2千鳥ヶ浜住宅

耐震基準を満たしており、計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

## ウ アクションプログラム

「岩国市営住宅長寿命化計画」（令和5年3月策定。以下「長寿命化計画」という。）による由宇地域の令和4年現在の公営住宅の管理戸数は110戸で、将来（令和32年）の必要戸数を67戸としています。必要管理戸数を確保するため、アクションプログラムでは次のように取り組みます。

### 30. 由宇上北住宅、32. 由宇第2千鳥ヶ浜住宅

由宇上北住宅は、2004年の建設で、建築から19年経過し、管理戸数50戸のうち49戸に入居しています。

由宇第2千鳥ヶ浜住宅は、1992年の建設で、建築から31年経過し、管理戸数6戸のうち5戸に入居しています。

いずれも新耐震基準で建設し、おおむね30年後も耐用年限未経過であることから、必要管理戸数を確保するため長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。

### 27. 由宇御帳場住宅、28. 由宇鯖田住宅、29. 由宇松原住宅、31. 由宇千鳥ヶ浜住宅

由宇御帳場住宅は、1956年の建設で、建築から67年経過し、管理戸数11戸のうち7戸に入居しています。

由宇鯖田住宅は、1966年の建設で、建築から57年経過し、管理戸数6戸で全戸に入居していません。

由宇松原住宅は、1965年の建設で、建築から58年経過し、管理戸数9戸で全戸に入居していません。

由宇千鳥ヶ浜住宅は、1968年の建設で、建築から56年経過し、管理戸数7戸で全戸に入居しています。

いずれも旧耐震基準で建設し、簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

## (16) 公衆便所

公衆便所として 37. 南沖親水公園便所、38. 由宇本町多目的広場公衆トイレの2施設を設置しています。

### ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は356ページを参照）

#### 【機能】

駅利用者や公園利用者、観光者等への利便性の向上、公衆衛生の確保の観点から基本的に継続します。

#### 【建物】

今後も継続する施設については、必要な修繕を行って、機能を維持し、改修が必要となった段階で、利用状況を精査し、今後の在り方を検討します。

#### 【管理運営】

現行どおりとします。

### イ 個別施設計画での方向性

#### 37. 南沖親水公園便所

耐震基準を満たしているものの、近隣の由宇総合交流ターミナルに便所が設置されていることから、当面継続するものの、修繕が生じた段階で廃止する。

#### 38. 由宇本町多目的広場公衆トイレ

耐震基準を満たしていることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

### ウ アクシオンプログラム

#### 37. 南沖親水公園便所

1994年に新耐震基準で建設し、建築から29年経過しています。当面は継続使用するものの、修繕の必要が生じた段階で廃止することとします。

#### 38. 由宇本町多目的広場公衆トイレ

2018年に新耐震基準で建設し、建築から5年経過しています。広場利用者の利便性と公衆衛生の確保の観点から、必要な修繕を行い継続使用します。

## (17) 墓地

墓地として、39. 由宇南坊ヶ迫墓地園を設置しています。

### ア 基本方針 なし

### イ 個別施設計画での方向性

#### 39. 由宇南坊ヶ迫墓地園

便所については、耐震基準を満たしており、墓地利用者の利便性と公衆衛生の確保の観点から必要な修繕等を行い継続利用する。休憩所については、当面維持するものの、利用状況等を踏まえ、修繕が生じた段階で廃止を含め検討する。

#### ウ アクションプログラム

##### 39. 由宇南坊ヶ迫墓地園

墓地は、墓地・埋葬等に関する法律に基づき設置したもので、今後も継続します。附帯施設（トイレ・休憩所）は 1983 年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年経過しています。このうちトイレは、墓地園利用者の利便性と公衆衛生確保の観点から、必要な修繕を行い継続使用します。休憩所については利用実態を精査し、令和 7 年度までに在り方について検討します。

#### (18) その他の施設

その他の施設として、40. シルバー人材センター作業所を設置しています。

##### ア 基本方針 なし

##### イ 個別施設計画での方向性

##### 40. シルバー人材センター作業所

耐震基準を満たしており、シルバー人材センターの事務所または作業所として使用していることから、補助金等適正化法との関係を整理し、譲渡について、施設の改修等に対する支援を含め協議する。

#### ウ アクションプログラム

##### 40. シルバー人材センター作業所

2003 年に新耐震基準で建設し、建築から 20 年経過しています。シルバー人材センターに無償貸付けし、同センターの作業所・事務所として使用されていることから令和 7 年度までに譲渡について協議します。

#### 4. 由宇地域由宇エリアにおける今後の取組

##### (1) 譲渡について協議する施設(11 施設)

##### ア 集会系施設（9 施設）

1. 港町集会所、2. 上北集会所、3. 由宇山崎集会所、5. 由宇塩田原供用会館、
10. 由宇南沖研修センター、11. 由宇南研修センター、33. 千鳥ヶ丘集会所、34. 中村集会所、
36. 由宇崎自治会館

##### 【対応方針】

「集会系施設の地縁団体等への無償譲渡に関する方針」に基づき、令和 7 年度までに、必要に応じて補助金等適正化法との関係を整理した上で、関係者と施設改修等の支援の在り方を含め協議します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
1～36	譲渡の方針に基づき、関係者と協議									
5. 10. 11	適化法との関係整理									
10. 11	用途変更									
協議先	1. 港町自治会、2. 上北・北上北自治会、3. 山崎自治会、5. 施設利用者、10. 南沖自治会、11. 南町・坊ヶ迫・拝岩自治会、33. 千鳥ヶ丘東・千鳥ヶ丘中・千鳥ヶ丘西自治会、34. 中村自治会、36 由宇崎自治会									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・1～3・10～36 由宇総合支所地域振興課、5. 教育委員会由宇支所 本庁所管部署・・・1～5・33～36 地域づくり推進課、10. 11. 商工振興課									

## イ その他（2施設）

### 26. 地域振興課用倉庫、40. シルバー人材センター作業所

#### 【対応方針】

令和7年度までに岩国市シルバー人材センターと譲渡について協議します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
26. 40.	譲渡の協議									
協議先	岩国市シルバー人材センター									
担当部署	譲渡の協議、施設の維持管理・・・由宇総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・施設経営課									

## (2) 廃止について協議する施設（5施設）

### ア 用途を廃止し、除却時期を調整する施設

該当する施設はありません。

### イ 施設使用者等と廃止に向け協議を行う施設（1施設）

#### 35. 有家集会所

#### 【対応方針】

現在、使用者がいる施設は、利用実態を精査し、施設の廃止について令和7年度までに協議します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール										
35	利用実態の精査、廃止に向けた協議									
協議先	有家自治会									
担当部署	廃止の協議、施設維持管理・・・由宇総合支所地域振興課 施設本庁所管部署・・・地域づくり推進課									

## ウ 市営住宅（４施設）

### 27. 由宇御帳場住宅、28. 由宇鯖田住宅、29. 由宇松原住宅、31. 由宇千鳥ヶ浜住宅

#### 【対応方針】

いずれも旧耐震基準で建設し、簡易な診断の結果、条件を満たしていますが、老朽化が顕著となっていることから、新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに全ての入居者が退去した段階で用途廃止します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
27～31	<p>新たな入居者の募集を停止し、棟ごとに、現在の入居者が退去した段階で用途廃止</p>									
担当部署	建築住宅課、由宇総合支所農林建設課									

## (3) 計画的な改修等を行う施設(18施設)

### ア 計画的に改修を行い長寿命化を図る施設（３施設）

#### 12. 由宇総合交流ターミナル、14. 由宇中学校（体育館・武道場）、16. にこにこちどりこども園

#### 【対応方針】

令和7年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
12. 14. 16.	<p>保全計画策定</p> <p>計画に基づく対応</p>									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・12. 由宇総合支所地域振興課、14. 教育委員会由宇支所、16. 保育幼稚園課 本庁所管部署・・・12. 観光振興課、14. 教育政策課、16. 保育幼稚園課									

### イ 計画的に改修を行い継続使用する施設（６施設）

#### 4. 由宇供用会館（由宇文化会館）、6. 由宇公民館（由宇文化会館）、7. 由宇図書館（分館）、8. 由宇文化スポーツセンター

#### 【対応方針】

由宇供用会館、由宇公民館及び由宇図書館（分館）（いずれも由宇文化会館）については、由宇総合支所との複合化を視野に、保全計画に基づき計画的に改修を行い継続使用します。

由宇文化スポーツセンターは、地域体育館として保全計画に基づき計画的に改修を行い、膜屋根の在り方を検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
4～8	<p>保全計画策定</p> <p>計画に基づく対応</p>									
8	<p>膜屋根の改修の在り方検討</p>									
4	<p>管理運営手法の検討</p>									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・4. 6. 教育委員会由宇支所、7. 中央図書館、8. 文化スポーツ課由宇分室 本庁所管部署・・・4. 地域づくり推進課、6. 生涯学習課中央公民館、7. 中央図書館 8. 文化スポーツ課									

### 30. 由宇上北住宅、32. 由宇第2千鳥ヶ浜住宅

#### 【対応方針】

必要管理戸数を確保するため長寿命化計画を踏まえ、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
30. 32.	保全計画策定			検討に基づく対応						
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・建築住宅課、由宇総合支所農林建設課									

#### ウ 必要な修繕等を行い継続使用する施設（9施設）

9. 由宇グラウンド（倉庫等）、13. 由宇小学校（校舎・体育館）、14. 由宇中学校（校舎）、  
15. 岩国市由宇保健センター、17. 由宇放課後児童教室、25. 由宇総合支所港町車庫、  
37. 南沖親水公園便所、38. 由宇本町多目的広場公衆トイレ、39. 由宇南坊ヶ迫墓地園

#### 【対応方針】

由宇保健センターは、拠点保健センターへの機能集約と事業実施方法の見直しを行い、必要な修繕を行い継続使用します。なお、施設の利用実態を令和7年度までに精査し、有効活用を検討します。

由宇小学校、由宇中学校は、当面必要な修繕を行い継続使用しますが、改築の時期を捉え、他の公共施設との複合化を含め適正規模での建て替えを検討します。放課後児童教室は由宇小学校の施設に合わせ対応します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
9～39	必要な修繕等を行い継続使用									
15	利用実態の把握、有効活用の検討			検討結果に基づく対応						
39	休憩所の在り方検討			検討結果に基づく対応						
担当部署	施設維持管理・・・9. 文化スポーツ課由宇分室、13. 14. 教育委員会由宇支所、15. 健康推進課、 17. 保育幼稚園課、25. 38. 由宇総合支所地域振興課、 37. 由宇総合支所農林建設課、39. 由宇総合支所市民福祉課 本庁所管部署・・・9. 文化スポーツ課、13. 14. 教育政策課、15. 健康推進課、17. 保育幼稚園課、 25. 総務課、37. 公園施設課、38. 商工振興課、39. 環境政策課									

#### (4) 今後検討が必要な施設（7施設）

##### ア 消防団施設（6施設）

19. 由宇町消防機庫・第1分団（本町）、20. 由宇町消防機庫・第1分団（有家）、  
21. 由宇町消防機庫・第2分団（堀田）、22. 由宇町消防機庫・第5分団（港町）、  
23. 由宇町消防機庫・第2分団（北上北）、24. 由宇町消防機庫・第1分団（柏原）

#### 【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和7年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和8年度までに策定し、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
19～24	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置計画策定		計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施				
協議先	19. 20. 24. 由宇方面隊第1分団、21. 23. 由宇方面隊第2分団、22. 由宇方面隊第5分団									
担当部署	消防団の体制、組織の検討・・・危機管理課・由宇総合支所地域振興課 施設維持管理・・・由宇総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・危機管理課									

## イ 今後の在り方を検討する施設（1施設）

### 18. 由宇総合支所

#### 【対応方針】

耐震基準は満たしているものの、建築から約60年経過し老朽化が顕著となっています。

改修が見込まれる10年後を目途に、他の公共施設との複合化や適正規模での建て替えを含め、施設の在り方を検討します。

また、地域経営に仕組みづくりを検討する中で、総合支所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、総合支所の業務内容及び管理運営体制について令和7年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
18	総合支所施設の在り方検討・協議									
	総合支所の役割・業務・体制の在り方検討			必要な修繕を行い継続使用		総合支所施設の在り方検討・協議				
	総合支所の役割・業務・体制の在り方検討					検討・協議結果に基づく対応				
担当部署	検討を行う部署、施設維持管理・・・由宇総合支所地域振興課 本庁所管部署・・・総務課									

## 5. 再編・再配置の検証

該当する施設はありません。

## 6. 公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

### (1) 集会施設等の譲渡の基本的な考え方

集会系施設の譲渡の基本的な考え方及び支援の仕組みについて、次のとおり定めます。

#### 集会系施設

岩国市公共施設個別施設計画では、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」として位置づける施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対象として地域に無償譲渡することとしています。

地域が利用しやすくすることで利用度を高め、住民自治の更なる推進を図るため、集会系施設、普通財産集会所等を地縁団体に無償譲渡するもので、譲渡を円滑に進める上で必要な支援を、「岩国市

コミュニティ集会所整備事業補助金」の特例措置として、令和14年度を期限に、次のとおり定めます。

なお、旧耐震基準で建設し、耐震診断が未実施の施設であっても、地元自治会が、施設の状態を理解した上で引き続き地域コミュニティ活動の場として使用するために譲り受ける意向がある場合は、無償譲渡の対象としています。譲受けの意向がない場合は、補助金等適正化法の処分制限がある場合を除き、普通財産に転用し、修繕が必要となった場合は廃止します（借主が自主的に修繕を行うことは可能です。）。

- ・地縁団体が譲渡後に行う譲渡施設の修繕工事の一部（費用の8/10。ただし、300万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・前記の修繕工事を行わず、新たな集会所の新築工事を行う場合、その建築工事の一部（費用の8/10。ただし、1,100万円を上限とします。）と譲渡施設の解体工事の費用について補助します。
- ・地縁団体が負担する所有権移転に必要な経費について補助します。
- ・譲渡後の譲渡施設の固定資産税については、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する場合、申請により減免となります。

このほか、旧耐震基準で建築した譲渡施設のうち、建物の耐用年数が未到来で、引き続き地域コミュニティ活動の場として使用する施設については、市において耐震診断を行います。

## (2) 保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和7年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

## (3) 地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和6年中に策定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

## (4) 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者制度は、市からの委任を受けて、公共施設の管理運営を民間等の事業者が行うもので、市が指定管理者に依頼することについては、1 施設の維持管理業務、2 施設の管理運営業務、3 施設での事業等の業務に分類され、それぞれ、どのようなことを、どの程度行うこととするのかを予

め示すことが必要となっています。これを「要求水準」といい、以下のことを具体的に示すことになります。

1 施設の維持管理業務

公共施設を適切に維持するために必要な建物や設備の保守点検業務等

2 施設の管理運営業務

開館日・開館時間における施設の利用申請の受付と使用の決定、使用料等の徴収等の業務、実施体制の整備、施設の情報発信、緊急事態への対応等

3 施設で行う諸事業等の業務

施設の役割を果たすための事業や講座等の内容や実施回数等

これらを実施するために必要な費用については、「指定管理料」として支払うことになり、改めて適正な見積りが必要となります。なお、「指定管理料」は施設の利用者等からの利用料金などの収入を控除した金額となることから、利用率の設定など十分な検証も必要となります。

一方、指定管理者は、施設の設置目的に則して、施設の利用を高めるための自主事業を自らの責任と費用負担のもと実施することができ、その収入は指定管理者の収入となります。

こうした取組を評価・検証するため「モニタリング評価」制度が設けられており、指定管理者が自ら「セルフチェック」を行った上で、市の担当者が指定管理者の評価内容を確認・点検し、さらに別途、異なる視点で評価する仕組みが確立されていることが望ましいとされています。こうした評価を適切に実施するため、要求水準の内容を明確にしておくことが重要となります。

由宇地域、由宇エリアの公共施設（集会系施設は除く。）では、由宇文化スポーツセンター、由宇総合交流ターミナル、公営住宅に指定管理者制度を導入していますが、改めて、業務仕様書の「要求水準」の内容を点検するとともに、モニタリング評価を行い、指定管理者制度の適切な運用ができていないか検証します。

## 7. 施設位置図

